

**一般社団法人日本社会福祉学会**  
**共著論文に学会賞奨励賞（論文部門）を授与する際の手続き内規**

2018年10月1日施行

1. 学会賞奨励賞（論文部門）の審査対象となる共著論文の筆頭著者は、本学会員とする。
2. 学会賞奨励賞（論文部門）の授賞対象が共著論文の場合は、その筆頭著者を授賞者とする。
3. 学会賞審査委員会が共著論文を学会賞奨励賞（論文部門）の候補に選定し、理事会に推薦するに際して、共著者全員から筆頭著者を授賞者とする旨の同意書の提出を求める。
4. 学会員から学会賞奨励賞（論文部門）候補の推薦を公募するにあたり、本手続き内規を添付する。
5. この内規を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この内規は、2018年10月1日から施行する。